

## ごみの減量及び資源化連携事業者認定制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量及び資源化に関わる取組みを実践する事業者を「ごみの減量及び資源化連携事業者」として認定し、その取組みを市民及び事業者へ周知することにより、ごみの減量及び資源化を推進することを目的とする。

### (名称)

第2条 ごみの減量及び資源化連携事業者の名称は「ふなR（アール）連携事業者」とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ごみの減量及び資源化連携事業者 ごみの減量及び資源化に関わる取組みについて第6条の規定による認定を受けた事業者をいう。
- (2) 3R Reduce（リデュース・発生抑制）、Reuse（リユース・再使用）、Recycle（リサイクル・再生利用）の頭文字をとったもので、ごみの減量及び資源化を推進する取組みをいう。
- (3) ごみの減量及び資源化に関わる「リデュース・リユースの推進」、「食品ロスの削減」、「店頭回収」又は「模範的な3Rの実践」の取組みをいう。
- (4) 「リデュース・リユースの推進」 次のアからエまでのいずれかに該当する取組みをいう。
  - ア レジ袋の削減及びマイバッグ等の使用
  - イ 簡易包装の実施
  - ウ リユース商品、エコ商品等の取扱い
  - エ その他市長が認める取組み
- (5) 「食品ロスの削減」 次のアからオまでのいずれかに該当する取組みをいう。
  - ア 小盛りメニューなど食べ切れる量の提供
  - イ 持ち帰りの実施（衛生上の注意事項等の説明を要す。）
  - ウ 3010運動(宴会等における最初の30分と最後の10分は食べることに集中し、食べ残しをしない運動。)等による食べ切りの実施

エ 食品ロスに係る啓発や情報提供

オ その他市長が認める取組み

(6) 「店頭回収」 次のアからオまでのいずれかに該当する品目を店頭で回収する取組みをいう。

ア 新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック

イ 食品トレイ（色付き、白、透明）

ウ ビン、カン、ペットボトル

エ その他市長が認める品目

(7) 「模範的な3Rの実践」 次のアからエまでのいずれかに該当する取組みをいう。

ア 事業所内でのリデュース（ペーパーレス化等）

イ 事業所内でのリユース（裏紙の活用等）

ウ 事業所内でのリサイクル（食品残渣リサイクル等）

エ 従業員に対する3Rの周知及び研修等

オ その他市長が認める取組み

（認定の要件）

第4条 ごみの減量及び資源化連携事業者の認定を受けることのできる者は、ごみの減量及び資源化に関わる取組みを行う市内で営業する事業者とする。

（認定の申請）

第5条 ごみの減量及び資源化連携事業者の認定（以下「認定」という。）を受けようとする事業者は、ごみの減量及び資源化連携事業者認定申請書（様式1）を市長に提出するものとする。

2 ごみの減量及び資源化連携事業者は、認定を受けた後、その認定内容等に変更が生じた場合は、ごみの減量及び資源化連携事業者認定申請書により、変更内容を市長に提出するものとする。

（認定）

第6条 市長は、前条の規定によりごみの減量及び資源化連携事業者認定申請書の提出があった場合において、認定をしたときは、認定証（様式2）を発行するものとする。

（認定の取消し）

第7条 ごみの減量及び資源化連携事業者は、ごみの減量及び資源化連携事業者としての要件を満たさなくなった場合又は営業停止等の理由で認定の取消しを申請する場合は、

ごみの減量及び資源化連携事業者認定取消申請書（様式 3）に認定証等を添えて市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前条の規定によりごみの減量及び資源化連携事業者認定取消申請書の提出があった場合、ごみの減量及び資源化連携事業者が認定を受けた後に、当該認定に係る内容が事実と相違することが判明した場合その他市長が適当でないとする場合は、認定を取り消すことができるものとする。

（認定の期間）

第 8 条 認定期間は、市が認める特別な理由がある場合を除き、認定を受けた年度の 3 月 31 日とする。

- 2 市長は、年度毎に認定に係る取組要件の確認を行い、要件を満たしている場合は、認定を自動更新する。

（ごみの減量及び資源化連携事業者の役割）

第 9 条 ごみの減量及び資源化連携事業者は、店舗に認定証を掲示し、ごみの減量及び資源化連携事業者であることを示すよう努めるとともに、次に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) ごみの減量及び資源化に関わる取組みを利用者等に促進するよう努めること。
- (2) ごみの減量及び資源化連携事業者自身が排出する廃棄物の減量及び資源化に努めること。

（市の役割）

第 10 条 市は、ごみの減量及び資源化連携事業者について、市のホームページ等を通じて広く市民に情報を提供する等、ごみの減量及び資源化連携事業者の取組みが円滑に実施されるよう努めるものとする。

（実施結果の報告等）

第 11 条 認定を受けたごみの減量及び資源化連携事業者は、取組み結果報告書（様式 4）により、その取組みの結果を毎年度 3 月 31 日までに市長へ報告するものとする。

- 2 市長は、必要に応じ、ごみの減量及び資源化連携事業者の各店舗における取組状況等について調査を行い、ごみの減量及び資源化連携事業者は、当該調査に協力するものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

(様式1 その1)

ごみの減量及び資源化連携事業者認定申請書 (リデュース・リユースの推進)

船橋市長 あて

申請日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申請者 (事業者名) \_\_\_\_\_

(代表者名) \_\_\_\_\_

1 区分 (該当する区分に○をつけてください)

新規	変更
----	----

2 申請者情報

担当者部署・氏名	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

3 申請する店舗の名称及び所在地

店舗名	所在地	電話番号	営業時間

※欄が足りない場合は別紙 (様式自由) に記載をお願いします。

4 認定要件の該当状況 (該当する要件に○をつけてください)

レジ袋の削減及びマイバッグ等の使用	
簡易包装の実施	
リユース商品、エコ商品等の取扱い	
その他 ( _____ )	

5- (1) ごみの減量に関するPRコメント


5- (2) 店舗に関するPRコメント


(様式1 その2)

ごみの減量及び資源化連携事業者認定申請書 (リユースショップ)

船橋市長 あて

申請日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申請者 (事業者名) \_\_\_\_\_

(代表者名) \_\_\_\_\_

1 区分 (該当する区分に○をつけてください)

新規	変更
----	----

2 申請者情報

担当者部署・氏名	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

3 申請する店舗の名称及び所在地

店舗名	所在地	電話番号	営業時間

※欄が足りない場合は別紙 (様式自由) に記載をお願いします。

4 認定要件の該当状況 (該当する要件に○をつけてください)

(1) 家具		(6) 洋服	
(2) 家電製品		(7) 装飾品	
(3) PC・タブレット		(8) 生活雑貨	
(4) 自転車		(9) その他	
(5) 楽器		( )	

5-(1) ごみの減量に関するPRコメント


5-(2) 店舗に関するPRコメント


(様式1 その3)

ごみの減量及び資源化連携事業者認定申請書 (食品ロスの削減)

船橋市長 あて

申請日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申請者 (事業者名) \_\_\_\_\_

(代表者名) \_\_\_\_\_

1 区分 (該当する区分に○をつけてください)

新規	変更
----	----

2 申請者情報

担当者部署・氏名	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

3 申請する店舗の名称及び所在地

店舗名	所在地	電話番号	営業時間

※欄が足りない場合は別紙 (様式自由) に記載をお願いします。

4 認定要件の該当状況 (該当する要件に○をつけてください)

小盛りメニューなど食べ切れる量の提供	
持ち帰りの実施 (衛生上の注意事項等の説明を要す。)	
3010運動等による食べ切りの実施	
食品ロスに係る啓発や情報提供	
その他 ( _____ )	

5-(1) ごみの減量に関するPRコメント


5-(2) 店舗に関するPRコメント


(様式1 その4)

ごみの減量及び資源化連携事業者認定申請書 (店頭回収)

船橋市長 あて

申請日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申請者 (事業者名) \_\_\_\_\_

(代表者名) \_\_\_\_\_

1 区分 (該当する区分に○をつけてください)

新規	変更
----	----

2 申請者情報

担当者部署・氏名	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

3 申請する店舗の名称及び所在地

店舗名	所在地	電話番号	営業時間

※欄が足りない場合は別紙 (様式自由) に記載をお願いします。

4 認定要件の該当状況 (該当する要件に○をつけてください)

新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック	
食品トレイ (色付き、白、透明)	
ビン、カン、ペットボトル	
その他 ( _____ )	

5- (1) ごみの減量に関するPRコメント


5- (2) 店舗に関するPRコメント


(様式1 その5)

ごみの減量及び資源化連携事業者認定申請書 (模範的な3Rの実践)

船橋市長 あて

申請日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申請者 (事業者名) \_\_\_\_\_

(代表者名) \_\_\_\_\_

1 区分 (該当する区分に○をつけてください)

新規	変更
----	----

2 申請者情報

担当者部署・氏名	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

3 申請する店舗の名称及び所在地

店舗名	所在地	電話番号	営業時間

※欄が足りない場合は別紙 (様式自由) に記載をお願いします。

4 認定要件の該当状況 (該当する要件に○をつけてください)

事業所内でのリデュース (ペーパーレス化等)	
事業所内でのリユース (裏紙の活用等)	
事業所内でのリサイクル (食品残渣リサイクル等)	
従業員に対する3Rの周知及び研修等	
その他 ( _____ )	

5-(1) ごみの減量に関するPRコメント


5-(2) 店舗に関するPRコメント




(様式2)

第 号

「ごみの減量及び資源化連携事業者」

# ふなR認定証

(事業者名) 様

貴社をごみの減量及び資源化に関わる取組みを実践する「ごみの減量及び資源化連携事業者(ふなR連携事業者)」として認定します。

ごみの減量及び資源化に関わる取組み内容

(認定項目)

年 月 日

船橋市長



ふなばし3Rすすめ隊

(様式3)

ごみの減量及び資源化連携事業者認定取消申請書

船橋市長 あて

申請日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申請者 (事業者名) \_\_\_\_\_

(代表者名) \_\_\_\_\_

1 区分 (該当する区分に○をつけてください)

3Rの取組み	食品ロスの削減	店頭回収の実施
--------	---------	---------

2 申請者情報

担当者部署・氏名	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

3 取消しする店舗の名称及び所在地

店舗名	所在地

4 取消しの理由

--

(様式4)

ごみの減量及び資源化連携事業者認定制度 取組み結果報告書

船橋市長 あて

報告日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

報告者 (事業者名) \_\_\_\_\_

(代表者名) \_\_\_\_\_

ごみの減量及び資源化連携事業者認定制度実施要綱に基づき、ごみの減量及び資源化に係る取組み結果を下記のとおり報告します。

1 取組み結果 (認定項目)

(所感や抱負をご記入ください)

2 実績

※可能な範囲で、実績をご記入ください。

例) レジ袋削減・・・レジ袋辞退率 リユースショップ・・・買取・引取件数 食品ロス・・・食品ロス量の状況 店頭回収・・・品目ごとの回収量
---

< 報告担当者 >

担当部署	
担当者氏名	
連絡先	

